

〔真丈雜記十四家作〕一今世ついたてと云物、古はついたらち障子といひし也。

〔枕草子九〕人のいへにつきくしき物

つゐたてさうじ

〔古今著聞集十一畫圖〕小野宮のおとつゝ。ち障子に松をか、せんとて、常則をめしければ、他行したりけり、さらばとて公望をめしてか、せられにけり、後に常則をめして見せられければ、かしら毛芋に似たり、他所難なしとぞ申ける、常則をば大上手、公望をば小上手とぞ世には稱しける、〔雅亮裝束抄一〕もやひさしのてうどたつる事略○中

この屏風たつる所についたてさうじをたつる事あり、おもてきぬ、にしきのへりをしたり、

〔江家次第九〕十一月小安殿行幸裝束略○中

從小安殿中央戸東西掖、至大極殿北戸東西掖、南北行曳、大藏省綱立班幔、同殿馬道東三間傍柱内立信濃布大障子、西四間又立同障子、馬道内東西掖南北立同障子、其間南北行立同大衝立障子、

〔永昌記〕嘉承元年七月廿三日壬子、今日又御物忌、可有九社奉幣略○中、其儀、小安殿南面除東一間并

馬道立布障子、馬道東西立同突立障子、五基二基立東、二基立西、一基立中央

〔名目抄雜物〕通障子トツシヤウシ

〔倭訓栞中編十五〕つ。玄。や。う。玄。通障子と書り、禁中にあり、建武年中行事に、とほり障子といふ人

あり、ひがこと也、大なるついたて障子に、みすかけたる也と見えたり、

〔江次第抄正月〕通障子トツ 或訓透障子トツ、訛也、長一丈二尺、高七尺許、上下張錦、内張隼人簀、大衝立障子、

懸御簾者也、

〔右大辨忠長朝臣記〕注進、南殿通障子事、御絹一疋代一貫二百文、かうらい六尺代一貫文、五三支代百五十文、三色木三支代百五十文、かみ代二百文、漆師代五百文、かな物代一貫二百文、番匠手間代